



発行
東京都

目次

87

規則

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部療育課）…一

○火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…一

訓令

○東京都支庁長専決規程の一部改正……………（総務局行政部管理課）…一

告示（消）

○火災予防施行規程の一部改正……………二

○東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程の一部改正……………二

規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十九号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、」を「及び」に、「付与」を「習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「支援等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百六十号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第七条の二第三項」を「第七条の二第二項、第七条の三第三項」に改める。

第三条第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第三条の二中「第七条の二第三項」を「第七条の二第二項、第七条の三第三項」に改める。

第三条の三第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の三第三項」に、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第三条の四第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第二項、第七条の三第三項」に改める。

第五条第一項中「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める。

第十三条第一項の表中「厨房設備」を「厨房設備」に、「サウナ設備」を「簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に改める。

第二十三条第二号の表及び第二十五条第二項第一号の表中「第七条の二第三項」を「第七条の二第二項、第七条の三第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第四十号

支 庁 中 一 般 庁

東京都支庁長専決規程（昭和四十四年東京都訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一項第四十七号の二ただし書中「建物」の下に「（大島空港ターミナルビルの応接室を除く。）」を加える。

附則

この訓令は、令和八年十月二十日から施行する。

告示（消）

●東京消防庁告示第6号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月16日

東京消防庁
消防総監 市 川 博 三

第6条の5及び第13条第2号4の表火気電気課程の項中「第7条の2第3項」を「第7条の2第2項、第7条の3第3項」に改める。

別記様式第7号の2その1中「厨房設備」を「ちゅう厨房設備」に、

サ ウ ナ 設 備	☐ 適		
	☐ 否		

を

簡 易 サ ウ ナ 設 備	☐ 適		
	☐ 否		
一 般 サ ウ ナ 設 備	☐ 適		
	☐ 否		

に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●東京消防庁告示第7号

東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程

（平成18年7月東京消防庁告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月16日

東京消防庁
消防総監 市 川 博 三

別記様式第7号（その9）中「厨房設備」を「ちゅう厨房設備」に、

サ ウ ナ 設 備	☐ 該 ☐ 非該当	☐ 適 ☐ 否	☐ 2 ☐ 3	

を

簡 易 サ ウ ナ 設 備	☐ 該 ☐ 非該当	☐ 適 ☐ 否	☐ 2 ☐ 3	
一 般 サ ウ ナ 設 備	☐ 該 ☐ 非該当	☐ 適 ☐ 否	☐ 2 ☐ 3	

に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二一）一
一（代）
郵便番号
163-8001
価
定

本号
一箇月
六、六〇〇円
三〇円
（郵送料を含む。）

印刷所
勝美印刷株式
会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

